



島根県報

平成16年12月24日 (金)
号外第128号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

規則

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(総務課)	2
地域保健福祉協議会規則を廃止する規則	(健康福祉総務課)	3
社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(")	3
島根県神戸川来島ダム水利管理委員会規則を廃止する規則	(河川課)	4

公布された条例等のあらまし

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則第104号)

1 規則の概要

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる規則の規定を整理することとした。

- (1) 任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則
- (2) 島根県事務決裁規則
- (3) 人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則
- (4) 職員の児童手当の支給に関する規則
- (5) 島根県予算規則
- (6) 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則
- (7) 知事の権限の一部を島根県地方労働委員会に委任する規則
- (8) 県有自動車管理規則
- (9) 島根県会計規則
- (10) 島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

地域保健福祉協議会規則を廃止する規則 (規則第105号)

1 規則の概要

地域保健福祉協議会規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第106号)

1 規則の概要

- (1) 過疎地域の定義に市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域を追加することとした。(第2条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県神戸川来島ダム水利管理委員会規則を廃止する規則（規則第107号）

1 規則の概要

島根県神戸川来島ダム水利管理委員会規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第104号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部改正）

第1条 任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則（昭和37年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表非常勤職員であって日々雇用される者の項及び非常勤職員であって日々雇用される者以外の者（報酬の支給を受ける者に限る。）の項中「地方労働委員会事務局にあつては地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局にあつては労働委員会事務局長」に改める。

（島根県事務決裁規則の一部改正）

第2条 島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の表人事課の項第8号部長専決事項の欄の(3)中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第2 商工労働部の表労働政策課の項第1号知事専決事項の欄の(1)及び(2)並びに部長専決事項の欄の(2)、同項第2号知事専決事項の欄の(1)及び(2)並びに部長専決事項の欄の(1)並びに同項第3号知事専決事項の欄の(1)及び(2)中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部改正）

第3条 人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則（昭和53年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第1条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

第2条中「地方労働委員会事務局審査調整課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に改める。

（職員の児童手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の表地方労働委員会事務局の項職員の所属区分の欄及び認定事務取扱機関の欄中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（島根県予算規則の一部改正）

第5条 島根県予算規則（昭和39年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

（公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部改正）

第6条 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

(知事の権限の一部を島根県地方労働委員会に委任する規則の一部改正)

第7条 知事の権限の一部を島根県地方労働委員会に委任する規則(平成13年島根県規則第97号)の一部を次のように改正する。

題名中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改める。

本則中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改める。

(県有自動車管理規則の一部改正)

第8条 県有自動車管理規則(昭和38年島根県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(島根県会計規則の一部改正)

第9条 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第86条の2中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に、「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

(島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第10条 島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則(昭和59年島根県規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「島根県地方労働委員会事務局」を「島根県労働委員会事務局」に改める。

第1条中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

地域保健福祉協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第105号

地域保健福祉協議会規則を廃止する規則

地域保健福祉協議会規則(平成10年島根県規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第106号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則(平成5年島根県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「含む。)」を「除く。)」及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同法第2条第1項に規定する過疎地域であった区域」に改める。

第13条第1項中「第15条第1項第4号」を「第15条第1項」に改め、同項第2号中「。第15条第1項において同じ」を

削る。

第15条第1項を次のように改める。

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)第2条の表社会福祉士及び介護福祉士修学資金の項第4号に掲げる免除の条件に適合し、同条の規定により債務の免除を受ける場合(同項第1号及び第2号に該当する場合を除く。)において免除する債務の額は、福祉士の業務に従事した期間を貸与期間(貸与期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2分の7(過疎地域において当該業務に従事したとき又は中高年離職者が当該業務に従事したときは、2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を債務の額に乗じて得た額とする。

第15条第2項中「前項の規定により修学資金の全部又は一部について返還の免除を受けようとするときは、同項」を「貸付金の返還債務の免除に関する条例第2条の規定により債務の免除を受けようとするときは、同条」に改め、同条第3項中「第1項」を「前項」に改める。

様式第10号中「第15条第1項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県神戸川来島ダム水利管理委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第107号

島根県神戸川来島ダム水利管理委員会規則を廃止する規則

島根県神戸川来島ダム水利管理委員会規則(昭和31年島根県規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。